



かわち

議会だより

第202号

平成26年8月1日
発行 川内村議会事務局
TEL (0240)38-3803



～次の定例議会は9月に開かれます～

お気軽に傍聴ください（定員は30名です）。

◎議会を傍聴するときは、次のことを守ってください。

議員の発言を批判したり、議事を妨げたりしないこと。

帽子、外とうなどを着用したり、かさ、カメラ、録音機などを持ち込まない。

*傍聴されたい方は議会事務局にお申し出ください。

平成26年 第2回定例会
6月17日～18日開催

26年度

補正予算・条例改正など5議案が可決成立

平成26年第2回議会定例会は、6月17日から18日までの2日間の会期で開催された。今定例会では、一般会計補正予算をはじめ、2特別会計補正予算、条例改正1議案、工事請負契約1議案が審議され、原案どおり可決成立した。一般質問では5名の議員が登壇し、村の考えをただした。

◆ 平成26年度一般会計補正予算

(現予算に2億5,097万1千円を増額し予算額を78億4,597万1千円とした。)

主な歳出予算

共同育苗施設整備費……………2,911万5千円の増
大雪農業災害特別対策事業補助金……………7,995万8千円の増
室内村民プール建設工事……………2,704万7千円の増
除染物仮置場建設測量設計・施行管理委託……2,600万円の増

◆ 平成26年度国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

(既定の予算内での補正)

◆ 平成26年度川内村国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

(現予算に391万円を増額し予算額を1億5,137万円とした。)

◆ 川内村在宅ねたきり療養者等の介護人に対する

介護手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

(寝たきり者の具体的要件を明記、対象者の枠の拡大の見直しを行った。)

◆ 工事請負契約の締結について

(川内村複合商業施設敷地造成工事、9,126万円)

可決された主な議案

帰村者支援給付金事業

この事業は、村民の帰還・帰村の加速とともに、定住人口の増加を図り、併せて生活支援を行い、地域の活性化を促進し、本村の復旧・復興に資することを目的として、給付するものであります。

実施期間は、平成26年4月から、平成28年3月までの2ケ年で、給付対象者1人につき、10万円の復興地域振興券を給付します。

川内村飲料水 安全確保対策事業

井戸水及び沢水・湧水を利用している世帯で安全な飲料水を確保するため、井戸の掘削又は浄水器の購入を行った場合に、1世帯当たり100万円を限度として、補助金を交付するものであります。

実施期間は、平成26年4月から、平成28年3月までの2



ケ年でありませ。

東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長

福島県では、応急仮設住宅の供与期間について1年間延長することが公式発表されました。

これによって、応急仮設住宅の供与期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとなります。

住宅の応急修繕

震災により半壊や大規模半壊の被害を受けた住宅は、災害救助法の適用により、52万円を限度として村が負担を行うものでございますが、本村では、平成24年4月から申請受付を行って応急修繕に対処してきました。

申し込み総数は209件でございます。本年5月時点の完了件数は200件あり、全体の96%が完了いたしました。

た。残りの4%となる9件につきましては、間もなく完了する予定でございます。

家畜排せつ物等処理施設

原発事故前における家畜のたい肥は、農地を肥やす有機肥料として、村及び近隣町村の農家へ供給しておりましたが、事故後、営農の休止を余儀なくされたことにより、たい肥の流通がなく、滞留し畜産経営に支障が生じる結果となりました。

このようなことから、たい肥の循環利用体制事業に取り組むため、高田島牛糞たい肥組合を設立し、たい肥の処理から有機肥料の加工に至る施設を事業費25,358千円で完成させ、農家の本格的な営農再開の支援や営農環境の正常化のため整備いたしました。

診療所の内科医の就任

前任の医師が退職したことから、医療協定を結んでいる平田村の医療法人「誠励会」へお願いをして、4月から午前中だけの内科診療を行って

まいりました。

その後、福島県から川内村に医師派遣できる旨連絡があり、5月1日より、山崎聡先生が本村へ赴任いたしました。毎週月曜日は福島医大にて研修のため不在となりますが、そのほかは通常通診療を行っております。

また、専門科診療も、毎週月曜日は整形外科、月1回の眼科・心療内科、月2回の内視鏡検査は、いまままで通り診療を行っております。また、歯科部門においては、歯科診療の診察を今まで以上にスムーズにするため、歯科衛生士を1名を増員して4月から雇用して診療しております。

村民号実施

「村と村民が丸となって東日本大震災からの復興を実現する」というスローガンのもと、村民が一堂に会し、名所、旧跡地、観光地などをバスで旅することによって、さらなる村民の親睦と融和を図るために、6月7日8日の両日、秋田県男鹿半島の旅を実施しました。

今回で15回目を数えますが、震災以降は2回目となります。

参加者は前回よりも78名多い242名で、招待者やスタッフを合わせた総数は273名となりました。行政区ごとバス9台を連ねて一路秋田へ。寒風山では、座つたままで360度の大パノラマを1回転13分で見ることができ、八郎潟を干拓して出来た大潟村や穏やかな日本海を満喫することができました。宿泊先の男鹿温泉では、ナトリウム泉を十分堪能し、懇親会ではカラオケ大会や抽選会が行われ楽しい大宴会となりました。また、地元男鹿市の渡部幸男市長も駆け付けてくださり、歓迎の祝辞とナマハゲ工芸品の記念品を頂きました。

2日目は、男鹿半島最北端の入道崎で行政区ごと記念写真を撮り、その後、男鹿真山伝承館で、毎年大晦日に行われている行事再現を見学し、家中を暴れまわるナマハゲの迫力を間近で体験できました。未だに避難を余儀なくされている村民がいる中での実施となりましたが、久しぶり

に再会した隣人や友人と近況などを語り合うなど、両日もまずまずの天候に恵まれ、

教育委員会関係 行政報告

満足できる村民号であったと思えます。

児童生徒数については、保育園14名、小学校26名、中学校17名、それぞれ前年同期比5名、2名、1名増でございました。更に、6月1日付で小学校に2名の転入生があり、現在は28名となっております。

放課後子ども教室は4月7日に23名で、興学塾は4月15日に17名で開催しました。また、5月24日の川内小学校・保育園合同運動会には、参加者は380余名、昨年より100名程度増加し、村ぐるみで盛会に開催できました。

相双中体連陸上大会では5種目5名が県大会出場を確定しております。

村民プール建設に係る検討状況については、検討委員会で施設運用について先進施設を研修し、効率的、効果的な運用に反映させていきたいと考えております。

双葉郡教育復興ビジョン推

進協議会については、学校と地域の連携を一層推進させるための学校支援組織設置の説明会が開催されました。また、27年4月開校を目指している中高一貫校に、教育復興ビジョンの各内容を反映させるべく、県教育庁と双葉地区教育長会が継続して意見交換をしております。

これらの状況を踏まえて、本村としては学校支援と学力支援を併せた支援組織を検討するとともに、ふるさと創造学の一環として「復興子ども教室」を位置付け、今年も「川内村のこれまでの歴史」、「放射線の基礎知識と原爆からの復興」、「長崎市での現地研修」、「ふたばワールドでの中間発表」、「被災以降の村復興の取り組み」、「成果発表」そして「事業評価」の順で事業執行してまいります。

一般質問

5名の議員が村の考えを質す



井出剛弘 議員

質 水稲作付に加え、今年度は葉たばこ作付も再開となったが、その作付面積と和牛、乳牛の頭数、営農再開に向けた支援対策は。

答 水稲作付面積は昨年度に対し63%増の158ha、葉たばこについては5戸の農家、合わせて2.9haの作付を再開した。

畜産は震災前に比べ4分の1の8戸となったが、肉牛用は7戸の農家で34頭、乳用牛は1戸の農家で57頭が飼育されている。支援対策として牛導入1頭当たり30万円の補助制度を昨年度新設、9頭について補助金を活用し、本

年度も同様の予算を確保している。

営農再開支援として福島県営農再開支援事業を継続し農地保全や放射性物質の吸収抑制対策等の補助を引き続きおこなっていくほか、稲作生産効率向上と低コスト化を図ることを目的に設立された共同営農団体に対し施設の整備や器具の整備にかかる補助をおこなう。

また、2月の大雪による農業用施設修繕にかかる補助制度を立ち上げ支援していく。

今後においても、安定した営農に取り組めるよう、県や関係機関との連絡を密にし農業の振興を図っていく。

質 民家除染が終わった今も0.23マイクロシーベルトを超える住宅が半数以上あるかと思うが、フォローアップ除染の方向性と現在の除染の進捗状況はどうなっているか。

答 本村の除染は教育、公共施設及び同意を得た住宅1,068世帯の生活空間を昨年までに完了している。

下川内の村道農道林道全163路線67kmは昨年11月に、国道については下川内地区国道399号と下川内竜田停車場線19kmの除染が本年1月にそれぞれ完了している。

平成26年度は高塚高原の遊歩道、五社山神社、携帯電話アンテナ局5箇所を4月に発注し、現在実施中である。

今後、上川内地区道路105km、防火水槽、農地周辺山林の除染実施を計画しているが、仮置き場がないため、新たな仮置き場設置のために行政区ごとに住民懇談会を開催しており、設置のめどが立ち次第残りの除染作業を発注したい。

フォローアップ除染については住宅敷地の林縁部において除染効果が得られない箇所が残さ除去等、高線量地区の調査を進め、環境省、福島県と協議しながら実施に向け引き続き取り組んでいきたい。

質 リニューアルしたかわうち湯の利用状況と時間帯入館者はどうか。

答 リニューアルした4月26日から5月31日までの利用者数はあぶくま川内からの報告によると、4,577人の利用であり、時間帯別では10時から正午までが1,373人、正午から午後6時までが640人、午後6時から午後9時までが2,564人となっております。

今後さらなる営業活動を指定管理者に要望すると共に村でも利用者増に取り組んでまいります。



一般質問

5名の議員が村の考えを質す



高野政義 議員

質 若い世代の帰村を促進するため、若い世代の村職員でプロジェクトチームを立ち上げ、行政課題の検討・協議を行い政策提案を受けるべきと思うが如何か。

答 村として若い世代の帰還が進まないことは、村の存亡に関わる最大の懸案事項と考えており、復興計画作成にも様々な方から意見を伺いました。今後、村として、中堅職員を対象としたチームを設置して帰還に向けた対策を主要な課題として検討してまいります。

質 「若者ふるさと再生検討会」から企画提案書が提出されたとの報道があったが、村としてどのように対応するのか。

答 この検討会は、福島県が主体となつて村内の若者が中心となつて帰還の課題等を検討した。

その提案として、安全で子供たちが元気で遊べる、さらにお年寄りまでの世代が交流を図れる場所、「すわの杜公園」の整備が求められました。

村としてもその必要性は認識しており、全庁的に今後の整備について検討いたします。

質 学校教育法の改正により、小中学校の土曜日授業が行えることになったが、村の考えと県内の状況は如何か。

答 今年度の本事業は、文科省の調査研究の委託事業であり、本

村としては未だ原子力災害から脱しきれない状況もあり、さらに全児童をスクールバス送迎し帰りの時間まで事業補修や部活に当てる学力や体力向上に努めております。

中学校においては、土日のいづれかは部活動に当てる、残った日を家族と過ごす大切な日としております。



渡邊一夫 議員

リットを生かした教育をしており先に行われた全国学力調査において3教科中2教科は全国平均を上回っております。これらの状況を考慮して今年度の応募はしなかったものです。

今後事業検証、評価がなされその効果が確認されれば、いづれは展開することが予測されます。

質 原発事故による立木の損害賠償が、双葉郡内、認められるような新聞報道がありますが、どのような状況になっているか。

答 立木の賠償については、5月16日に開催された、賠償に係る事務レベル協議において、基本的な考

え方や賠償の基準案が示されておりますので、その内容を答弁させていただきます。

まず、避難指示区域である帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域並びに双葉郡内のその他の地域については、当該区域の立木全てについて、商品価値の喪失に対する賠償を行う方針案が示されました。具体的には、立木の所有者に対して、人工林、天然林別に、人工林の場合は1ヘクタール当たり100万円、天然林の場合は1ヘクタール当たり30万円として、人工林、天然林別の所有面積に応じて全ての立木につき、全損扱いとして、避難指

一般質問

5名の議員が村の考えを質す

示期間にかかわらず時価相当額を全額賠償する方針案が示されました。

今後、国と東電は、立木の賠償について、関係自治体などの意見を踏まえつつ最終調整した上で、あらためて賠償基準を公表し、9月以降、なるべく早期に請求の受付を開始したいとの説明でございます。

質

仮置場の除染廃棄物を3年目から中間貯蔵施設に運び出すことで地域住民に説明していますが、中間貯蔵施設の建設までには時間がかかりますので、地域の住民には事情を説明しておくべきと思われませんが村長の考えをお伺いします。

答

環境省は平成24年9月24日、中間貯蔵施設の概要を発表しており、仮置き場の本格搬入開始から3年程度、具体的には平成27年1月を目途に施設の供用を開始する旨の説明をしているところであります。

村は、これを根拠として、仮置き場

設置の説明会はもとより、村民懇談会で説明をしているところでありますが、村が最初に設置した、貝の坂地区のモデル除染廃棄物につきましては、平成27年1月から搬出することになっていくところでもあります。

現段階では、環境省から期限厳守が難しい旨の意向は、示されておらず、期限は厳守されるとの立場であります。なお、中間貯蔵施設の設置が期限内に実現しない場合でも、仮置場からの搬出を厳守するよう要請を行っているところでもあります。

質

震災原発事故後3年が過ぎ、職員の健康について心配される場所ですが、どのような状況なのか、また健康管理をどのように行っているのかお伺いします。

答

現在の職員の健康状況としては2名が病気休暇中ですが、残

りの職員については健康的な問題があるとの報告は受けておりません。

職員の健康管理については、生活習慣病予防検診を始め各種ガン検診、人間ドックを実施しております。

23年度からはメンタルヘルスケアとして医療機関に委託しストレス調査及び面談を実施し、また京都大学「大下先生」による音楽療法を取り入れ職員の精神的な健康管理に努めております。本村の復興の推進及び新たな村づく



佐久間 武雄 議員

りには、職員は諸施策の実務者でありますので健康状態を継続的に把握しながら、職員が心身ともに健康な状態を保持できるよう取り組んで参りたいと存じます。



質

村が復興のため帰村して2年が経過、村民の戻れる環境作り、力を注ぎ進めてきましたが、まだまだ思うように帰村が進まない現状であります。

特に子供を持つ若い人が戻っていない。

い。

復興への深刻な課題であると思っております。今、国では高齢化社会時代により地方の自治体の存続が心配されている所ですが、特に当村は中間地域でもあり又原発事故によりこの流れに益々拍車がかかり一気に加速してしまうのでは大変危惧するところです。

村長として、この現実どの様に捉えられているか、直近の帰村の状況又企業の雇用状況を含めお伺いします。

答

まず帰村状況ですが、6月1日現在の住民基本台帳での人口は、2,746人です。震災後3年が経過したことから今後は毎日帰村者を把握できるようなシステムを構築することといたしました。

帰村した方、すなわち村が生活の本拠としている方の定義を定め、それにより川内村を生活の本拠としている方は1,278人となっております。村の現在の人口の46.5%となっております。

減少している要因としては、震災後からの死亡者が167名、村外転出者296名などです。

次に、雇用状況ですが、25年度の村への進出企業が4社、26年度が1社となっております。6月1日現在企業の求人数が30人程度に対し、求職者数は0人となっております。今後も求人が増えることが想定され、労働者不足が問題となっております。この対策として、今後、進出企業には、従業員と一緒に来ていただくなど企業側にも一定

の条件を付したいと考えております。

私は、残念ではありますが震災前の川内村には戻らないと思っております。逆転の発想となりますが、元の村ではなく、良いところは残し、新たな村づくり、魅力づくりを進めていくことにより本村に住みたいという人を増やしていくことが必要だと考えております。引いては、それが戻りたいということにもつながるものと思っております。そのため、あらゆる施策を実施しながら総合的な生活環境の整備促進を図ってまいります。

私は、都会の華やかさや便利さはなくとも、自然豊かな山間、牧歌的な環境の中で、すこやかに生まれ、ゆつたり生活し、のんびり年を重ね、穏やかに最後の瞬間を迎えることが出来るような川内独自のスローライフの村を目指すとともに、生活したい、住みたいという人が増えるような新たな川内村も築いてまいります。

5名の議員が村の考えを質す

一般質問



松本勝夫 議員

質

去る3月定例議会（平成26年第1回定例会）で川内村商店再生復興支援対策補助金交付事業に係る一般質問において次のように答弁されておりますが、自治体として補助交付のあり方において容認できるものでなく、もう一度見解をお聞かせいただきたい。

あろうと特殊な補助であろうが、村民の税金を財源とした補助事業であり、何ら区別して考えることはなく、公正公平適正に実行されているかどうか実態を掌握するのは、執行機関の権限に帰属すると同時に義務も生じてきます。一方議会の権限に帰属する執行機関に対する適正なチェック機能の行使が必要不可欠であります。従って実績報告書の提出は求めないのか再度お尋ねいたします。

2 同事業の補助金事務取扱要領第2条（交付対象者）に宿泊施設等とは入っているが、この施設は村に戻った住民、戻ろうとしている住民に対しどのような生活支援を想定して対象事業者として選定したのか、この施設こそ対象外と思われるが如何かお伺いします。

1 交付対象となった20件について補助金交付の目的が達成されたかどうかの検証をどのような方法でされるのかの質問に対して、答弁は村に戻った住民や戻ろうとしている生活支援を確保するための他に例のない特殊な補助金制度であり、再開したかどうかを村商工会を通して確認して頂きながら交付決定をしたものである。補助事業において一般的な補助で

3 交付対象業者の中で一般村民からの情報として再開などしていない店の開いているところなど一度も見たことがないし、廃業しているのではないかと入ることが入る

一般質問

5名の議員が村の考えを質す

てくる。これらの事実関係はどうなっているのかの質問に対し、商工会を通じていろいろ情報をきいているが

そのような事実はないとのこと、もし事実を確認していただけるならば、ぜひ議員自ら状況確認をされるのが一番よろしいのではないのでしょうかという答弁、これは答弁に当たらず議員である私が私的及び議員として執行部の所管事務である確認行為は法的に認められておらず、このことを承知のうえで逆質問的な言動は適切な答弁にあたるのか所見を伺いたい。

答

商店再生復興対策補助金交付事業は、村が復興する足がかりと村民の生活手段を確保するため、村内小売業店等が震災以前のように事業を再開し、補助金を交付することで商店等の再生復興と地域の活性化を図ることを目的としたものであります。交付対象者は、村内に住所を有し、

平成23年度及び平成24年度に事業を再開した小売店、燃料販売店、飲食店などでございます。

補助金交付の要件に適合する業者であるか否か、その業者が再開したかどうかの審査により補助金を交付することになるため、実績報告の必要性はないものと考えます。

なお、給付の内容が適正であるかどうかの検査は必要であることから、開業を確認する書類として商工会に再開を確認した旨の証明をいただいたものがあります。また、平成25年1月に村で実施した商店再開状況調査表も参考にしております。財務規則第132条では、監督または検査の委託を規定しており、当該事業の商工会による確認は、財務規則に抵触しない、適正な予算の執行であると考えおります。

2点目の宿泊施設等を交付対象とした理由については、村の復興のための協力者として、国や県をはじめ各専門分野の皆さんが本村に駆けつけてくだ

さっており、その宿泊の場の確保が急務であったため対象としたものであります。

3点目の廃業している店舗があるのではないかとの疑念に関しては、一商店が震災による店舗の改修を行っているため一時休業しているとの回答を得ているところであり、改修後は速やかに再開するとの確認を得ているところであります。

後段の3月定例会の村長答弁は答弁にあたらないうの質問についてであります、そもそも議会議員の活動は、本会議や委員会活動、すなわち議会活動と調査・研究活動などの政務調査活動やその他の政務活動があるところであります。

議員の質問に対する答弁は、政務調査活動やその他の政務活動とおして確認してはどうかとの意味であります。

質

平成27年2月27日付福島復興局発行の原子力事故に係る損害賠償の基準についての全戸配布が必要と考えられるが可能かどうかお伺いします。

答

議員指摘の印刷物については、福島復興局が議会議員の損害賠償についての勉強会の資料として作成したものでございます。

福島復興局へ問い合わせたところ、すでに賠償が終了している部分もあるため、住民に混乱を招くとの考えから、現在行われている賠償について、別様式のパンフレットを配布すべきであるとの回答を得たところであります。

パンフレットの提供があることから、広報誌とともに配布して参りたいと考えております。





▲除染廃棄物仮置き場（牛淵地区）

行政視察のようす

平成26年7月14日開催



▲特養施設造成工事（迎原地区）

平成26年 第3回臨時会 7月9日開催

26年度補正予算 1 議案が可決成立

平成26年第3回議会臨時会は、7月9日開催された。今臨時会では、平成26年度一般会計補正予算1議案が審議され、原案どおり可決成立した。

◆平成26年度一般会計補正予算

(現予算に3億5千とび31万円を増額し予算額を81億9,628万1千円とした。)

主な歳出予算

- イノシシ被害防止用電気柵購入費……………824万円の増
- 生活道路維持管理費（村道・農道・林道等）……………720万円の増
- 教育費（学校施設環境改善工事、村民プール工事等）……3億2,871万6千円の増

可決された主な議案

平成26年 第4回臨時会 7月15日開催

物品購入契約の締結 1 議案が可決成立

平成26年第4回議会臨時会は、7月15日開催された。今臨時会では、物品購入契約締結1議案が審議され、原案どおり可決成立した。

◆物品購入契約の締結について

- 契約名 平成26年度福島県営農再開支援事業（電気柵購入）
- 契約金額 17,582,400円
- 契約先 (株)南東北クボタ 田村営業所

可決された議案



川内村議会 福島県土木部長へ 要望提出

平成26年7月15日、議会議員全員で福島県土木部長松本英夫氏に道路整備関係の要望書を手渡しました。

要 望 事 項 (要旨) 県所管道路の整備について

本村は、今まで買い物や専門的医療機関の受診など多くの生活インフラを富岡町や大熊町等へ依存しておりましたが、原発事故により、新たな地域に生活インフラを求めることとなりました。そのため、新たな生活道路・帰還を促進する道路・原発からの避難道路として、いわき市や田村市、小野町方面への優良な道路網を確保することが極めて重要となっており、道路の改良は喫緊の課題となっております。

つきましては、県道富岡大越線及び郡山大越線、国道399号線、主要地方道小野富岡線及び県道吉間田滝根線の整備を下記のとおり早期に行うよう要望いたします。

- 1 県道富岡大越線及び郡山大越線
- 2 国道399号線
- 3 主要地方道小野富岡線及び吉間田滝根線
- 4 主要地方道小野富岡線の待避所について

請願書の 書き方



①表紙に請願の表題と紹介議員の署名捺印

②次頁から件名、請願の趣旨(理由)

請願年月日
請願者の住所氏名(請願者は複数でも可)捺印

③最後に、議会議長○○○様と記載する。

以上の形式的要件を一つでも欠いている場合は、受理されません。

詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。